

新制度において市が目指す方向性等について

1 市が目指す方向性

新制度において市が目指す方向性として、新制度の趣旨や本市の実情を踏まえ、次のとおり設定する。

- 幼保一体化を実現する
- すべての就学前の子育て家庭に、それぞれが希望する教育・保育を提供する
- 地域子育て支援の充実を図る

▼新制度の趣旨…

すべての子どもの健やかな育ちを、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ保障しようとするもので、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、②保育の量的拡大、③地域における子ども・子育て支援の充実を図ることを主な目的として創設された制度。

▼新制度における市の責務・役割…

制度の実施主体として、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び子ども・子育て支援事業（以下「教育・保育等」という。）が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保すること。

この場合に、市と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが必要。

▼教育・保育等の提供体制の整備における課題…

- 保育所待機児が解消していない。将来の少子化も見据えた待機児解消への対応が必要である。
- 市民の生活様式や働き方の変化などに対応した多様な保育ニーズへの対応が必要である。
- 就学前児童の保護者を対象とした市民意向調査では、約半数の保護者が3～5歳児への学校教育と保育の双方の提供を希望しているが、市内に認定こども園がない。
- 核家族化や地域の繋がりの希薄化の進展に伴う子育ての負担や不安、孤立感の高まりに対応するため、更なる子ども・子育て支援の充実が求められている。

2 教育・保育等の提供体制の確保の基本的な考え方

新制度の趣旨と市が目指す方向性を踏まえ、第1期計画期間（平成27年度～平成31年度）においては、次の考え方を基本とし、教育・保育等の提供体制の確保を図るものとする。

施設等の種別：主な機能	基本的な考え方
教育・保育施設	既存施設の有効活用を優先した取組を進めるものとし、施設類型ごとの基本的な考え方は次のとおりとする。
幼稚園：3歳以上の幼児に対する学校教育の提供	すべての子どもの健やかな育ちを、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ保障しようという新制度の趣旨に鑑み、既存施設については極力新制度の枠組みへ移行を促す。
保育所：就学前の乳幼児に対する保育の提供	「今後の保育行政のあり方に関する基本方針（以下、「保育行政基本方針」という。）」に基づく公私の役割分担のなかで待機児解消を図る。
認定こども園：①3歳未満の乳幼児に対する保育の提供、②3歳以上の幼児に対する学校教育と保育の総合的提供	保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、市民ニーズに応じた提供体制を、既存施設からの移行を中心として確保する。
地域型保育事業※：主として3歳未満の乳幼児に対する保育の提供	施設型給付を補完する事業として、地域の実情に応じたきめ細やかな保育を行うものとし、事業者の参入を誘導する。また、待機児解消のために必要な施設と位置付ける。
地域子ども・子育て支援事業	6エリア構想により、公立保育所が基幹保育所として中核的な役割を担いながら、地域の各種施設・団体などと連携しながらネットワークを構成し、地域子育て支援事業を行う。また、法定13事業も実施する。

※地域型保育事業の概要…

子ども・子育て支援新制度では、次の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

事業種別	形態	規模	場所
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	5人以下	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	6～19人以下	多様なスペース
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	様々（数人～数十人程度）	事業所その他様々なスペース
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅

3 既存施設の役割分担について

以上のことを踏まえ、公立の施設については次の取り組みを進めるとともに、民間の幼稚園・保育施設については自らの選択を基本としながらも、法の要求や市の目指す方向性や基本的考え方を踏まえ、次の役割を担っていただくことを期待する。

市の取り組み	
公立保育所	① 公立保育所の重点集約化 及びこれと連動する ② 地域子育て支援機能の拡充
公立幼稚園	未定（公立幼稚園の必要性や公共施設マネジメント、事務事業点検結果等を踏まえ、縮小等事業の方向性を検討中）

民間の幼稚園・保育施設に期待する役割	
私立幼稚園	① 施設型給付の対象施設への移行 ② 3歳以上の幼児を対象とした認定こども園への参入
私立保育園	① 保育所待機児の解消 ② 多様な保育ニーズへの対応
認証保育所	① 保育所待機児の解消